

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年12月24日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 12名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一      2番 黒澤 ちよ子      3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳      5番 浅野 厚司      6番 渡部 基司  
7番 本間 仁一      8番 安達 芳紀      9番 佐藤 一志  
11番 渡沢 寿      12番 伊藤 圭一      13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり  
10番 小野 博
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 安部 浩二  
同 上 事務局長補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第5 議第49号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第6 議第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第7 議第51号 非農地証明願に対する可否について  
日程第8 議第52号 南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について

(開会：ときに午後1時30分)

6. 会議の要領  
議長（高橋会長）

令和3年12月17日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は12名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、10番小野博委員の1名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。11番渡沢寿委員、12番伊藤圭一委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 11番 渡沢 寿 委員  
12番 伊藤 圭一 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ここで、暫時休憩します。（ときに午後1時32分）

議長（高橋会長）

総会を再開します。（ときに午後1時33分）

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、報第18号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページをご覧ください。

　1番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外5筆 田 合計8,229㎡を賃借人の申出により、合意解約するものです。

　2番につきましては、賃貸人■■■■と■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外12筆 田が14,988㎡、畑が886㎡ 合計15,874㎡を第三者へ賃借するため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、報第18号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第5 議第49号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 　ただ今上程されました、議第49号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転5件、賃借権設定6件、使用貸借権設定1件、計12件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第49号について、ご説明申し上げます。議案書は2ページから4ページとなります。はじめに、2ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

　1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 外7筆 畑 合計1,370㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 田 1,762㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　3番につきましては、同じく■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 畑 218㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　4番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 畑 191㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　5番につきましては、■■■■と■■■■の申請で、▲▲字▲▲ 外4筆 畑 合計813㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

嶋貫農地係長

次に、3ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外2筆 畑 合計2,050㎡について、新規の10年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計2,726㎡について、新規の5年で、毎年11月30日支払、物納となっております。

8番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外6筆 田 合計13,483㎡について、新規の3年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

9番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 田 491㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

10番につきましては、■■■■外1名と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外3筆 田 合計6,988㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

11番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計7,684㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

次に、4ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

12番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外6筆 田が2,643㎡ 樹園地が2,020㎡ 合計4,663㎡を新規の5年契約となっております。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いいたします。

はじめに、議第49号 1番の現地調査について、11番 渡沢寿委員より、報告をお願いします。

11番  
（渡沢寿委員）

12月23日に現地を確認してまいりました。元々さくらんぼ畑だったところを、樹もハウスも全部更地にしてあったところなのですが、一部物置によく使われるコンテナが置いてあり、そちらは問題にならないのかな、というところですが、その他は更地になっているので、問題ないと思います。

議長（高橋会長）

ただいまの報告について、コンテナが置いてあるのはどうなのか、事務局よりお願いします。

嶋貫農地係長

農業用ということであれば問題ないと認識しております。200㎡までの農業用施設は転用許可不要でも農業用施設を置けることになっておりますので、そこに該当できるものと判断いたします。

議長（高橋会長）

次に、2番、3番、4番、5番の4件の現地調査については、後藤和義推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

- 嶋貫農地係長 先日後藤和義推進委員より報告を頂戴いたしまして、全ての案件について耕作されていることを確認してきた、と報告いただいております。
- 議長（高橋会長） 次に、6番の現地調査については、鈴木雄一推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 12月21日に鈴木雄一推進委員が来庁されまして、ご報告いただきました。  
現地は、作物は作付けされておりましたが、草刈り等の管理はされておまして、■■■■は新規で就農された方になりまして、新たに作物を植える予定地だと確認してきた、とご報告いただいております。
- 議長（高橋会長） 次に、7番の現地調査について、13番 鈴木正徳委員より、報告をお願いします。
- 13番 12月23日に現地を確認してまいりました。申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響も無いことを確認してまいりました。  
（鈴木正徳委員）
- 議長（高橋会長） 次に、8番の鍋田の現地調査については、松田繁徳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。
- 嶋貫農地係長 8番の案件については、松田繁徳推進委員の自宅近くの農地でございます、耕作していることを確認している、とご報告をいただいております。
- 議長（高橋会長） 次に、8番の萩生田の現地調査については、3番 高橋誠一委員より、報告をお願いします。
- 3番 12月22日に現地調査を行ってまいりました。申請地は全てが耕作され、周辺農地への影響も無いことを確認しております。  
（高橋誠一委員）
- 議長（高橋会長） 次に、9番、10番、11番の現地調査について、私から報告いたします。  
昨日現地を見てまいりました。全てが耕作され、周辺農地への影響も無いことを確認してまいりました。
- 議長（高橋会長） お諮りいたします。この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が1名おりますので、分割して審議したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

それでは、始めに、議第49号 3番、4番、5番の3つの案件について、審議いたします。

ここで、6番 渡部 基司 委員の退席を求めます。

……………渡部 基司 委員 退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。

お諮りいたします。これより3番から5番までの3つの案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの3番から5番までの3つの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

ここで、6番 渡部 基司 委員の復席を求めます。

……………渡部 基司 委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、これより 議題49号 1番及び2番、6番から11番までの8つの案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの1番及び2番、6番から11番までの8つの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第6 議第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転1件の許可申請がありましたので、提案するものであります。  
関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第50号について、ご説明申し上げます。議案書は5ページをご覧ください。  
1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 田2, 547㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第50号の現地調査について、5番 浅野厚司委員より、報告をお願いします。

5番  
（浅野厚司委員） 報告いたします。12月17日に私と峠田委員、山内事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で5条1件の現地調査を行いました。この案件について、申請のとおりであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第51号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第51号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し4件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第51号について、ご説明します。議案書6ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■外4名から願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計425㎡が、40年以上前から耕作せず、山林化して、現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が田 59㎡が、昭和27年に住宅を建築して、現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

3番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計677㎡が、平成元年以前から作業場敷地と一体的に利用し、現在に至るものです。

嶋貫農地係長

この案件は、先月農地法第3条により、■■■■から▲▲の■■■  
■へ所有権移転したい旨の申請があったものです。審議の結果、許可  
保留となった案件でございます。先月の総会後に事務局で現地を確認  
したところ、竹田壮芳推進委員の報告どおり、現地は敷き砂利がされ  
ており、耕作できる状態ではありませんでした。そのため、買受を予  
定されている■■■■から経過の聞き取りを行ったものです。このた  
びの申請地の手前に塗装会社の作業場があり、その作業場とともに今  
回の申請地も買受することになったそうです。地目が畑となっていた  
ため、地目畑のまま買受したいとして3条申請をしたとのことでござ  
いしましたが、現地を確認したところ、耕作できる状態ではなく、畑と  
して利用するには砂利の撤去等が必要であることと、もしくは20年  
以上が経過しているため、現在の土地所有者から非農地証明願いを  
し、地目変更してから買受してはどうかと説明しました。その結果、  
買受した作業場と一体的に利用ができるように、地目変更した後に、  
買受したいとの回答があり、現所有者の■■■■から非農地証明の願  
出が出されたものです。

現地は、耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるも  
のと判断できます。

4番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲  
▲ 外1筆 登記地目が田 286㎡、畑が 166㎡、合計452  
㎡が、昭和50年以前から耕作せず、山林化して、現在に至るもの  
です。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断  
できます。以上です

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、報告をお願いします。

議第51号1番の現地調査について、13番 鈴木正徳委員より、  
報告をお願いします。

13番  
（鈴木正徳委員）

12月23日に現地を確認いたしました。現地は申請のとおりであ  
ったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

次に、2番及び3番の現地調査について、4番 峠田一徳委員より、  
報告をお願いします。

4番  
（峠田一徳委員）

12月17日に私と浅野委員、山内事務局長補佐、嶋貫農地係長の  
4名で非農地申請2件の現地調査を行いました。

2番の■■■■の案件は、申請のとおり住宅が建っておりまして、  
現在に至っております。

3番の▲▲の案件ですが、補足説明にもあったとおり、砂利が敷か  
れていて駐車場としてしか使えないような場所で行ったので、  
嶋貫農地係長からの説明の経緯で非農地証明願を出していただい  
てからの売買をお願いしたい、とのことで、嶋貫農地係長の説明とお  
りの状況で行ったのでございます。

議長（高橋会長） 4番の現地調査については、竹田壮芳推進委員より、調査いただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 本日の朝、竹田壮芳推進委員から報告を頂戴しまして、高速道路の斜面に近い農地でございまして、木が生い茂り申請どおりであったとご報告いただいております。

議長（高橋会長） お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議することといたします。  
これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただいまの4つの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第52号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第52号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和3年12月7日付け農第822号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画の変更1件について意見を求められましたので、ご提案するものであります。  
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 衣袋農政係長の補足説明を求めます。

農林課  
衣袋農政係長

今回、南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更についてご意見を求めますのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定によるもので、農用地区域から農用地区域外へ変更する一般除外1件です。

農用地利用計画の変更内容につきましては、▲▲地内において、■  
■■■が、農業体験研修、農家カフェ、農産物加工、直売所などの多機能な農村交流拠点施設を建築する事業計画によるものです。

所在は、▲▲字▲▲で、登記簿上の地目は田んぼですが、現況は畑といえますか草地となっており、ビニールハウスとプレハブの農業法人の事務局が設置されています。面積は、合わせて3,550㎡を農用地から除外するものです。

土地利用の計画内容は、多機能交流拠点施設の建築となっています。

所有者および隣接地所有者の同意につきましては、全て同意済みとなっています。

農振法上、農用地利用計画の変更できる要件として定められている5要件、他の土地に変えられない、周辺農地への影響、用排水路等の施設機能への影響、担い手への農地集積への影響、土地改良事業施行後8年経過しているかどうか、につきましては、事前協議会で確認し、全て問題ないと判断しています。

なお、埋蔵文化財分布調査の未実施地ということで、試掘調査依頼等手続きを要することを指導しており、適切に事業を進めていくところです。

以上、説明いたしました事業計画により、農用地利用計画を変更することについてご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

議長（高橋会長）

これより、審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……全員挙手……

議長（高橋会長）

変更を妥当とする委員が、全員と認めます。

よって、本案件については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和3年12月17日付け南農委告示第12号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（閉会：ときに午後2時1分）